

平成 25 年 2 月 1 日

各位

組 合 名 みやぎ亘理農業協同組合  
代表者名 代表理事組合長 岩 佐 國 男  
問合せ先 総 務 部 長 大 堀 正 信  
( 0223-34-0366 )

### 平成 24 年度上半期における信用事業強化計画の履行状況について

当組合は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に基づき、平成 24 年度上半期の信用事業強化計画の履行状況をとりとまとめましたので、お知らせいたします。

当組合は、今後も信用事業強化計画を着実に実践することにより、被災地の農業者をはじめとする組合員・利用者の皆様に対し安定的かつ円滑な金融仲介機能を提供するなど、地域の復興に向けて取り組んでまいります。

### 記

#### < 履行状況の概要 >

#### 1 農業者に対する信用供与の実施体制の整備

##### ( 1 ) 全組合員への訪問活動

- ・ 毎月実施している全組合員への一斉訪問を行うなかで、訪問者の担当業務に拘らず組合員の皆様から様々なご要望・ご相談を頂くこととしております。頂いたご要望・ご相談は、担当部署へ繋ぎ適宜対応しております。

##### ( 2 ) 震災相談窓口担当者の配置，震災相談サポート班の設置

- ・ 平成 24 年 10 月 1 日付で本所金融課にローン相談班を新設のうえ 2 名の職員を配置し、本所および全支所合せて 10 名の震災相談窓口担当者にて、営農から生活面全ての相談に対して対応を行っております。また、本所に震災相談サポート班を設置し、震災相談窓口担当者をサポートする体制を構築しております。

##### ( 3 ) 融資説明会の開催

- ・ 震災後の様々な資金ニーズの高まりを踏まえ、毎月第一木曜日には公庫資金，同第四土曜日には融資全般の説明・相談会を開催しております。なお、各支所窓口では随時資金相談を実施しております。

## 2 信用供与の円滑化に資する方策の進捗状況

### (1) 東日本大震災の被災者への信用供与の対応状況

< 震災以降～平成 24 年 11 月末 >

	件数	金額
貸付条件の変更等	46 件	335 百万円
新規貸出	322 件	1,112 百万円

「組合員・利用者への対応事例」

#### 【事例 1】

津波により花卉の農業用施設・資材を流失した組合員に対し、販売代金減額分などの運転資金と農業用施設購入資金を無利子で手当てできる農林漁業セーフティネット資金の斡旋を行いました。

#### 【事例 2】

震災により自宅を全壊した利用者の方に対し、住宅再建にかかる住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の上限を超える部分の資金を J A 住宅ローンにて対応を行いました。

### (2) 被災地域の復興支援の取組状況

- ・当組合は、いちご栽培地復旧・復興にあたり、町や関係団体と連携し、浸水した栽培地の復旧・新たな栽培地の確保等の支援をし、震災前の 3 割弱に相当するいちご栽培地にて作付が実施されました。引き続き、いちご団地等による圃場確保、新栽培手法の技術支援等を継続してまいります。
- ・当組合は、浸水した水田の復旧にあたり、町や関係団体と連携し、瓦礫撤去等の事務、地権者への対応等支援を行い、震災前の 5 割強に相当する水田が復旧しました。引き続き、これらの支援を継続してまいります。

履行状況の詳細については、別紙「信用事業強化計画の履行状況報告書(平成 24 年 12 月)」をご覧ください。

以 上

# 信用事業強化計画の履行状況報告書

( 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の  
再編及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項 )

平成 24 年 12 月

みやぎ亘理農業協同組合

## 目次

1	平成 24 年度上半期の概要	
( 1 )	経営環境	1
( 2 )	主要勘定の状況 (平成 24 年 9 月末時点)	2
( 3 )	自己資本比率の状況	3
2	農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
( 1 )	農業者に対する信用供与の円滑化のための方策	3
( 2 )	担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	7
( 3 )	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	9
( 4 )	東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	11
( 5 )	その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	20
3	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
( 1 )	経営管理体制	23
( 2 )	業務執行に対する監査または監督の体制	24
( 3 )	与信リスクの管理 (不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針	24

## 1 平成 24 度上半期の概要

### (1) 経営環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災（以下、「震災」という。）により、当組合管内（亘理町，山元町の 2 町）においては、津波による農地への浸水被害が農地面積の 8 割弱にのぼるなど基幹産業である農業をはじめ、常磐線や国道 6 号線等の主要交通網など様々な社会・生活インフラが、過去に類を見ない甚大な被害を受けました。

亘理町、山元町とも復興計画は、平成 23 年 12 月に各議会で最終案が決定し、計画に則って当組合管内の復旧・復興に向けた各種事業への対応を継続しております。

農地復旧にかかる事業については、水稻が概ね計画通りに進んでいる一方、管内特産品のいちごの復旧は計画通りに進まず、平成 24 年度作付は計画をやや下回る見通しです。

危険区域居住者の移転にかかる防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。）につきましては、一部移転先が未だに正式決定していないことなどから、移転先での住宅建設は計画より後ろ倒しになる見通しです。

一方、震災による復興需要から、住宅着工件数は前年同期比の 3 倍程度に達しており、今後防集事業が進展していくこともあり、引き続き高水準で推移するものと思われます。

また、常磐線は宮城県亘理と福島県新地間の山元町で依然不通の状態が続いていることなどから、管内でも山元町からは若年層を中心に人口流出が続いており、平成 23 年 2 月末対比で平成 24 年 9 月末現在の減少率は亘理町の 4 倍程度となります。

そのような状況の下、当組合は、農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努め、総力をあげて本信用事業強化計画に基づいた様々な施策に鋭意取り組んでおります。

(2) 主要勘定の状況 (単体)(平成24年9月末時点)

a 貸出金残高

貸出金残高(未残)は、平成24年3月末比89百万円減少の5,088百万円となりました。

農業関連貸出は、営農再開等に伴う小口の農業資金を実行した一方で、既往資金の約定償還により、平成24年3月末比4百万円減少の739百万円となりました。

その他事業向け資金は、予め当組合に設定した枠内での引出しが自由な当座貸越が資材購入等により増加したことから、平成24年3月末比16百万円増加の1,131百万円となりました。

住宅ローンは、住宅再建需要に積極的に対応しましたが、共済金による繰上償還が行われたことなどから、平成24年3月末比55百万円減少の2,802百万円となりました。

その他生活関連資金は、共済金による繰上償還が行われたことなどから、平成24年3月末比30百万円減少の215百万円となりました。

地方公共団体等向け貸出は、約定償還により、平成24年3月末比16百万円減少の201百万円となりました。

b 貯金残高

貯金残高(未残)は、公金貯金の増加を主因に、平成24年3月末対比3,008百万円増加の66,393百万円となりました。

平成24年度上半期中の個人貯金の動向としては、営農再開や住宅建設等にかかる取り崩しが続いております。

公金貯金は、行政の貯金が一時的に増加したため、平成24年3月末比5,029百万円増加の5,264百万円となりました。

< 主要勘定の推移 >

(単位：百万円)

	平成23年 9月末	平成24年 3月末	平成24年 9月末	平成24年	
				前期末比	前年同月比
貯金	65,037	63,385	66,393	3,008	1,356
貸出金	5,518	5,177	5,088	89	430
農業関連	822	743	739	4	83
その他事業向け	1,147	1,115	1,131	16	16
住宅ローン	2,964	2,857	2,802	55	162
その他生活関連	296	245	215	30	81
地公体等	231	217	201	16	30
預け金	53,325	54,885	57,598	2,713	4,273

### (3) 自己資本比率の状況(単体)

平成24年9月末現在の単体自己資本比率は、平成24年3月末比0.30ポイント低下し、19.83%となりました。

平成24年3月の優先出資1,860百万円の発行による資本支援以降、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えております。

#### (単体自己資本比率の推移)

平成24年3月末	平成24年9月末
20.13%	19.83%

注)平成24年9月末の単体自己資本比率(推計値)は、平成24年3月末のオペレーショナル・リスク相当額、および平成24年9月末の自己資本額、信用リスク・アセット額(推計値)に基づき算出しています。なお、平成24年9月末の信用リスク・アセット額(推計値)の算出にあたって、一部の項目については平成24年3月末の額(データ)を使用しております。

## 2 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

### (1) 農業者に対する信用供与の円滑化のための方策

#### a 農業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当組合は、農業者に対する信用供与の円滑化を適切に推進するため体制を整備し、組合員からの様々なニーズに応えられるよう取り組んでおります。

#### (a) 全組合員への訪問活動

全組合員を一斉訪問する「訪問の日」については、震災直後の平成23年4月から再開し、以降毎月実施しております。平成24年4月からは毎月5,191戸(平成24年3月末の全組合員のうち他県へ避難している組合員等を除く。)の訪問を実施しております。

組合員への毎月の訪問により、組合員の状況を常時把握するとともに、当組合からの広報誌配布、連絡事項伝達等を行っております。また、訪問を行うなかで、組合員から農業技術指導、資材注文等の要望を受けた場合は担当部署に連絡し迅速に対応いたしております。

今後も「訪問の日」を継続することで、地域農業者のメインバンクとして、地元密着型の営業スタイルを継続し、引き続き全ての組合員の営農から生活面まで全ての状況・ニーズ把握に努めてまいります。

### 【事例 1】

平成 24 年 8 月 18 日の訪問の日に、組合員から自動車購入にかかるローンの相談を受けました。相談を受けた職員は担当業務外でしたが、直ちに担当部署へ繋ぎ、担当者が速やかに資金ニーズ等の確認を行うことにより、8 月 31 日に J A マイカーローンを対応いたしました。

### 【事例 2】

平成 24 年 9 月 15 日の訪問の日に、組合員から、行政による瓦礫撤去後も耕作地に細かい瓦礫が土中に埋もれて困っているとの相談を受けました。

同様の悩みを抱える組合員が少なからずいることから、当組合営農部において、ボランティアを活用した瓦礫撤去を行う枠組みを作りました。当組合が、ボランティアの募集からスケジュール調整等を行い、耕作地の瓦礫撤去を行っております。

### (b) 震災相談窓口担当者の配置

平成 23 年 3 月に本所及び 6 支所全てに震災相談窓口担当者（8 名）を配置し、被災した組合員からの相談に対応しております。また、防集事業や農地復旧に伴う資金需要等の相談増加が想定されることから、平成 24 年 10 月 1 日には、本所金融課にローン相談班を新設し、管内の復旧にかかる資金需要への対応を行うべく新たに 2 名の体制強化を行っております。現在 10 名の担当者により、融資に限らず営農から生活に関する全ての相談について対応を行っており、平成 24 年 4 月から 11 月末までに、182 件の相談を受け付けております。

今後は、防集事業の本格化により、住宅再建やこれに伴う住宅ローン等の相談の増加が想定されます。また、営農関連については、新たに造成するいちご団地で採用される高設ベンチでの栽培技術や統一化される設備の使用方法、平成 24 年度の補助事業申請にかかる質問事項、営農再開に伴う農業資材購入にかかる資金需要等が見込まれます。

当組合では、組合員・利用者のこれらのニーズを的確に把握し、引き続き組合員が期待するサービスを提供してまいります。



< 震災相談窓口の相談内容内訳 >

(単位:件)

相談内容	相談/対応済	~ H24.3	H24.4-9	H24.10-11	H24.4-11計
新規融資	相談件数	93	103	68	171
	対応済件数	93	65	21	86
既往債務の条件変更	相談件数	43	3	0	3
	対応済件数	43	3	0	3
その他	相談件数	11	5	3	8
	対応済件数	11	5	3	8
合計	相談件数	147	111	71	182
	対応済件数	147	73	24	97

### (c) 震災相談サポート班の設置

本所金融課に平成 23 年 11 月から「震災相談サポート班(課長 1 名, 担当 1 名)」を設置し, 震災相談窓口担当者のサポートや営農再開に活用できる町の補助事業, 各種公的資金制度の紹介等(営農再開に必要な農地獲得のための資金, 中古の施設等購入のための資金等)を行っております。

平成 24 年 4 月から 11 月末までに, 支所の震災相談窓口で受け付けた案件について, 債務者の状況から, 営農再開に必要な農業用施設・農機具取得のための設備資金を対応する「農林漁業施設資金」や, 被災農業者の長期運転資金・借換資金を対応する「農業経営基盤強化資金」等の対応が可能な公庫資金の詳細な説明や震災窓口担当者からの照会への対応を行うなどのサポートを行いました。

なお, 震災相談サポート班においては, 震災相談窓口担当者が受け付けた全ての相談内容を取りまとめて信用担当常勤理事まで報告のうえ, 金融共済課長会議・業務会議で進捗管理を行うことにより, 受け付けた相談の対応もれ等が発生しないよう取り組んでおります。

### (d) 融資説明会の開催

当組合管内では, 営農再開に向けた農業用資材の取得, 住宅の取得・修復, 自動車・農機の購入などの生活基盤を整えるための資金ニーズ及び営農再開により安定した収入が確保できるようになるまでの間の生活資金ニーズが高まっています。

このような, 震災後の資金ニーズの高まりを踏まえ, 問い合わせの多い無担保・無保証の資金にかかる説明を中心に公庫資金・農業近代化資金・当組合独自資金等について, 本所会議室にて基本的に 1 ヶ月に 2 回(原則毎月第一木曜日, 第四土曜日)説明・相談会を開催しております。

平成 24 年 4 月から 11 月末までに, 16 回の説明・相談会を開催し, 延べ 76 名が参加しました。なお, 各支所窓口では随時資金相談を実施してござい

す。

## **b 信用供与の実施状況を検証するための体制**

当組合では、農業者に対する信用供与の実施状況を検証するにあたり、定期的かつ階層別に情報を共有し、進捗管理しております。

### **(a) 金融共済課長会議での進捗管理**

農業融資及び復興支援を積極的に推進するにあたり、担当理事、本所・各支所の担当部課長が参画のうえ、金融共済課長会議を開催しております。

会議においては、貸出金・貯金等の計数計画に対する進捗状況の報告が担当課長から行われ、進捗状況について検証し、管内の農地復興等農業情勢及び住宅建設状況等を勘案したうえで、組合員・利用者が必要とする資金対応等について検討しております。

平成 24 年 5 月から毎月開催され、11 月末までに 7 回開催しております。この間の具体的な対応事例としては、震災後の営農再開や住宅再建ニーズに伴い従来以上に資金需要の増加が見込まれるなど事業環境の変化と各支所窓口への資金需要にかかる問合せなどの報告を踏まえ、融資体制強化の観点から平成 24 年 10 月 1 日付けで 2 名の融資担当者を増員いたしました。

その他、県下窓口接客ランキング 1 位の職員が日頃の接客上の心掛けなどを取りまとめた「接客上の心得」について、金融共済課長会議で共有化を行い、各支所での業務に活用するよう指導等を行いました。

### **(b) 信用事業強化計画等検討会議（常勤理事，部長，支所長，及び，県下 JA グループ）による進捗管理**

信用事業強化計画の取組みにかかる進捗状況の管理・検討については、平成 24 年 4 月 18 日付けで「JA みやぎ亘理信用事業強化計画等検討会議設置要領」を制定し、この検討会議によって行うこととしました。「信用事業強化計画等検討会議」（以下、「月次検討会議」という。）は、当組合内の経営層が参加する会議であり、当組合からは組合長以下常勤理事、本所総務部長、営農部長、金融部長、共済部長、経営支援担当部長、内部監査室長、6 支所の各所長（四半期ごと）が参加、当組合以外からは JA 宮城中央会、農林中央金庫仙台支店、JA 全農みやぎ、JA 共済連宮城が参画する月次の検討会議です。

月次検討会議は、平成 24 年 4 月から 11 月末までに 8 回開催しました。平成 24 年 4・5 月に、月次検討会議の位置付け・目的、信用事業強化計画等について認識を共有化のうえ、平成 24 年度の計画達成に向けた具体的行動目標等について協議を行いました。6 月以降 11 月までは、具体的行動目標等に対する対応状況や計画どおり進捗していない場合等においてはその理

由と対処について報告しました。また、当会議に参画する県域からのアドバイス等を受け、当組合の農業メインバンク強化先リストを管内の復旧状況等を踏まえた業務推進を行うという観点から見直しを行い、管内の中核的担い手などに対して営農資金需要の掘り起こしにかかる訪問活動の強化を行いました。

### **(c) 理事会での進捗管理**

理事会は、四半期ごとに月次検討会議から信用事業強化計画の取組状況の報告を受け、計画の進捗状況を管理・検証し、復興状況に応じた施策を検討するとともに、必要に応じて実施事項の改善を月次検討会議に指示しております。

平成24年7月27日、平成24年10月31日の理事会においては、四半期ごとの進捗状況報告を実施いたしました。

7月の理事会においては、非常勤理事から当組合職員が組合員訪問時に担当外業務にかかる要望などについても積極的に情報を収集するよう指示がありました。これを踏まえ、当組合職員に対して、共済部のライフアドバイザー研修会・金融部の金融共済課長会議・営農部のセンター長課長会議や各支所との打合せの場等において、当該取組みの周知を実施すると共に、組合員に対しても、訪問した職員の担当外業務でもご相談いただくよう広報誌への掲載などにより周知いたしました。

## **(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策**

### **a 不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資の促進**

当組合では、震災前から第三者の個人による連帯保証を徴求しない融資ができる枠組みを採用してきたことから、個人保証に過度に依存しない融資を従来から行ってきました。

平成24年4月から11月末までの間、当組合独自資金である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」、「JA住宅ローンとくとくプラン」、「JAマイカーローン」等の推進を積極的に行い、86件・637百万円の機関保証付貸付を新規実行しました。

引き続き、担保・保証人が不要の震災特例融資である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金（無担保、機関保証）」に加え、農業近代化資金、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金（無担保、無保証、無利子）」を活用して農業資金の対応をしております。

< 担保, 保証に依存しない貸出実績(平成24年11月末) >

(単位: 件, 百万円)

資金名		~ H24.3	H24.4-9	H24.10-11	H24.4-11計
事業資金	件数	25	24	9	33
	金額	127	241	65	306
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	3	2	5
	金額	24	7	4	11
農林漁業セーフティネット資金	件数	10	10	5	15
	金額	56	115	43	158
農林漁業施設資金	件数	4	5	0	5
	金額	31	27	0	27
経営体育成強化資金	件数	0	1	0	1
	金額	0	36	0	36
農業経営基盤強化資金	件数	4	3	0	3
	金額	16	51	0	51
農業経営負担軽減支援資金	件数	0	0	1	1
	金額	0	0	17	17
農機ハウス資金	件数	0	2	1	3
	金額	0	4	2	6
生活資金	件数	68	41	12	53
	金額	177	277	55	332
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	4	0	4
	金額	20	20	0	20
災害復興住宅融資	件数	0	1	0	1
	金額	0	5	0	5
住宅ローン	件数	5	13	3	16
	金額	74	224	45	269
マイカーローン	件数	55	20	8	28
	金額	82	25	10	35
教育ローン	件数	1	3	1	4
	金額	1	2	1	3
合 計	件数	93	65	21	86
	金額	304	517	120	637

(\*)当資金は事業資金・生活資金とも対応できる。

## b 出資の機会の提供

震災・原発災害を機に農地等を集積し、大規模化・法人化を目指す動向も注目されております。こうした管内の営農形態の動向・変化等を引き続き把握しながら、出資受入れによる財務安定化等のニーズにも応えるべく、アグリビジネス投資育成㈱(\*)による出資等、官民の各種ファンドの活用機会に関して、農林中央金庫仙台支店とも連携のうえ、出資受入れを希望する者に対し、適切に紹介・提案等を行ってまいります。

平成24年4月から11月末までに、法人化取組みの動向等について情報を収集しましたが、アグリビジネス投資育成㈱が出資するコンセプトである「(地域の)中核的担い手の早期復興をサポートする」に合致するケースがほとんどなく、出資にかかる紹介・提案に繋がる実績は出てきておりません。引き続き、信用部門と営農部門とが連携しながら、法人化取組みの動向等について情報を収集し、対応してまいります。

(\*)アグリビジネス投資育成㈱とは、農業法人の発展をサポートするため、JAグループと㈱日本政策金融公庫の出資により設立され、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づく投資育成事業計画の農林水産大臣承認を受けた機関です。

## (3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

### a 被災者向け条件変更等の対応状況

被災者向け条件変更等の対応状況については、平成24年4月から11月末までに被災した農業者から、営農再開の見通しが不透明ななか約定償還日や最終償還日の変更要請について、3件、10百万円の申込みを受付け、全ての案件について条件変更を行っております。

なお、これまでに条件変更等を行った案件のうち、33件、260百万円は返済再開、9件、68百万円は繰上償還、4件、6百万円は返済猶予期間終了後、条件変更後の返済が開始される案件です。

今後も農地の復旧・営農再開までの見通しが立たない債務者がいることから、引き続き申し込みを受け付けた全ての案件に対して、適切に対応してまいります。

個人版私的整理ガイドラインにかかる相談については、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して申請を受けた案件が2件あり、2件とも個人版私的整理ガイドラインに基づき、関係者間で債務整理に向けた対応が進められております。

< 資金別条件変更の実行(平成24年11月末) >

(単位:件,百万円)

			~ H24.3	H24.4-9	H24.10-11	H24.4-11計
農業資金	返済猶予及び期限延長	件数	16	3	0	3
		金額	76	10	0	10
	返済猶予のみ	件数	2	0	0	0
		金額	7	0	0	0
	小計	件数	18	3	0	3
		金額	83	10	0	10
住宅ローン	返済猶予及び期限延長	件数	4	0	0	0
		金額	54	0	0	0
	返済猶予のみ	件数	17	0	0	0
		金額	183	0	0	0
	小計	件数	21	0	0	0
		金額	237	0	0	0
その他	返済猶予及び期限延長	件数	3	0	0	0
		金額	3	0	0	0
	返済猶予のみ	件数	1	0	0	0
		金額	2	0	0	0
	小計	件数	4	0	0	0
		金額	5	0	0	0
合計	件数	43	3	0	3	
	金額	325	10	0	10	

< 条件変更対応案件の状況(平成24年11月末時点) >

(単位:件,百万円)

	受付件数	対応件数	金額
合計	46	46	335
条件変更後返済再開	33	33	260
繰上償還	9	9	68
返済猶予・期限延長中	4	4	6
個人版私的整理ガイドライン	2	2	22

個人版私的整理ガイドラインについては平成24年12月末時点。

## **b 被災者向け新規実行**

被災者向け新規実行は、平成 24 年 4 月から 11 月末までの間で、143 件・725 百万円となっております。

農業資金を新規実行した案件の具体的なニーズとして最も多かったのは、農地浸水により農業収入が見込めなくなったこと、農業用施設・資材が流失したこと等により、運転資金や施設・資材購入資金が必要になったケースです。これらの資金ニーズに対して、最長 18 年間無利息・運転資金への適用が可能な公庫資金、及び、審査が早く優遇金利を適用した「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(当組合独自資金)」の積極的な活用を進めております。

生活資金については、流失・損壊した自宅の再建・補修及び流失した自動車購入のための資金ニーズがありました。これらについては、平成 24 年 4 月 1 日から住宅ローン、リフォームローン、自動車ローン、教育ローンを対象として 5 年間最大 0.5%の利子補給を農林中央金庫が行う「東日本大震災復興支援ローン」や生活資金の対応も可能な「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(当組合独自資金)」を積極的に活用しております。

## **(4) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策**

### **a 金融面の対策**

#### **(a) 既往債務の対策**

当組合では、震災の影響を受けた債権について、被災債務者への訪問等を通じて、近況等を把握するとともに、適切な相談機能の発揮に取り組んでおります。

その中で、既往債務の償還が困難となっている債務者に対しては、債務者の状況に応じて次のような対策を行っております。

被災した既往債務を有する農業者が一時的な収益悪化の場合、既往債務の償還条件緩和(条件変更)を行っております。

一時的な収益悪化であっても償還条件緩和では対応が不足する場合は、日本政策金融公庫や農業信用基金協会と連携した負債整理資金<経営体育成強化資金：公庫資金，農業経営負担軽減支援資金：農業信用基金協会保証による当組合融資の県利子補給資金>の対応を検討いたします。併せて、経営改善計画策定の支援として、農業関連の債務整理のサポートや計画上の返済や期限などについてアドバイス等を行うとともに、計画策定後の進捗のフォローアップとして、四半期ごとに本所金融課・支所双方で状況を注視して管理しております。

また、二重債務問題の対応が必要な場合、個人版私的整理ガイドラインや宮城産業復興機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構の活用をすることとしており、本所金融課が支所に配置されている震災相談窓口担当者をサポートし、利用者からの相談に一元的に対応できるよう体制を整備しております。今までの実績はありませんが、今後防集事業による住宅移転が本格化していくなか、平成24年11月11日に亘理町にて東北財務局等が主催して開催した「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料説明会」に当組合も共催・参加したことなどから、今後当組合震災相談窓口へ相談が寄せられることが予想されるため、組合員・利用者の希望を踏まえ、対応を検討してまいります。

#### **(b) 農業者等事業者の新規資金及び生活資金需要への対応**

農業者等事業者の復興に向けての施設復旧や設備投資のための資金需要については、関係機関と連携し、無担保・無保証・最長18年間無利息の「農林漁業セーフティネット資金」等各種公的資金制度の活用のほか、「JAバンク利子助成によるJA農業関係資金、審査期間が短いことなどから迅速な対応が可能な当組合独自資金である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（農業資金向け）等を積極的に推進いたしました。

平成24年4月から11月末までの融資実績は、日本政策金融公庫原資の「農林漁業セーフティネット資金」15件（158百万円）が最も多く、次いで同じく日本政策金融公庫原資の「農林漁業施設資金」5件（27百万円）と「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（農業資金向け）が5件（11百万円）となっています。

#### **(c) 生活資金の新規資金需要への対応**

住宅再建や補修等のニーズに対しては、当初5年間無利子の住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度を積極的に提案し、住宅金融支援機構の上限額以上の資金ニーズ等に対しては、平成24年4月1日から5年間最大0.5%の利子補給を農林中央金庫が行う「東日本大震災復興支援ローン」を提案いたしました。また、「JA資金を原資とする「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（生活資金向け）やマイカー購入及び生活再建のための資金についても、優遇金利を適用のうえ推進を行いました。

平成24年4月から11月末までの融資実績は、東日本大震災復興支援ローンである「JAマイカーローン」が28件（35百万円）と最も多く、次いで「JA住宅ローン」16件（269百万円）となっています。また、「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」は、4件（20百万円）となっています。



< 新規実行実績(平成24年11月末) >

(単位:件,百万円)

資金名		~ H24.3	H24.4-9	H24.10-11	H24.4-11計
事業資金	件数	25	24	9	33
	金額	127	241	65	306
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	3	2	5
	金額	24	7	4	11
農林漁業セーフティネット資金	件数	10	10	5	15
	金額	56	115	43	158
農林漁業施設資金	件数	4	5	0	5
	金額	31	27	0	27
経営体育成強化資金	件数	0	1	0	1
	金額	0	36	0	36
農業経営基盤強化資金	件数	4	3	0	3
	金額	16	51	0	51
農業経営負担軽減支援資金	件数	0	0	1	1
	金額	0	0	17	17
農機ハウス資金	件数	0	2	1	3
	金額	0	4	2	6
生活資金	件数	68	41	12	53
	金額	177	277	55	332
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	4	0	4
	金額	20	20	0	20
災害復興住宅融資	件数	0	1	0	1
	金額	0	5	0	5
住宅ローン	件数	5	13	3	16
	金額	74	224	45	269
マイカーローン	件数	55	20	8	28
	金額	82	25	10	35
教育ローン	件数	1	3	1	4
	金額	1	2	1	3
その他資金	件数	86	43	14	57
	金額	83	60	27	87
合計	件数	179	108	35	143
	金額	387	578	147	725

(\*)当資金は事業資金・生活資金とも対応できる。

< 震災対応資金別 新規貸出実績(震災後から平成24年11月末) >

(単位:件,百万円)

資金等	内容	取扱開始日	累計実績	
			件数	金額
制度資金の震災特例融資の取扱	制度資金の震災特例融資の取扱 震災による直接・間接被害に対する資金。			
農業近代化資金	被災農業者の運転・設備資金で末端金利最長18年間0%、無担保・無保証料。融資機関は当組合。	平成23年 5月2日	0	0
農業経営負担軽減支援資金	被災農業者の負債整理資金で末端金利最長18年間0%、無担保・無保証料。融資機関は当組合。		1	17
農林漁業セーフティネット資金	被災農業者の運転資金で末端金利最長18年間0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		25	214
農林漁業施設資金	被災した農業用施設・農機具取得のための設備資金で、末端金利最長18年間0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		9	58
スーパーL資金	被災農業者の設備・長期運転・借換資金で末端金利最長18年間0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		7	67
経営体育成強化資金	被災農業者への経営改善のための資金で、末端金利最長18年0%。無担・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		1	36
災害復興住宅融資	被災者が住宅再建を行う際、当初5年間無利子、元金据置期間5年。融資期間は住宅機構(当組合にて取扱)。		1	5
復興対策資金の取扱	震災被害に対して新設した資金。			
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金 (当組合独自資金) (農業・生活資金計)	被災農業者向け農業資金・住宅修復資金・生活応援資金。優遇保証料率による基金協会保証。農業資金の場合利子助成1.0%(農中0.5%、JAグループ0.5%)・10年間	平成23年 4月1日	23	76
罹災型特別金利の取扱	震災被害に対して既往資金に当組合優遇金利を適用した資金。(平成24年4月以降は復興ローンとして農中の利子助成0.5%が追加適用)			
JA農機ハウスローン	被災農業者への農機等取得のための設備資金。利子助成農中1.0%・3年間	平成23年 5月2日	3	6
JAマイカーローン	自動車を流失した被災者向け自動車購入資金。協同住宅ローン・ジャックス・基金協会保証。利子補給農中0.5%・5年間および当組合による優遇金利適用。	平成23年 5月2日	83	117
JA住宅ローンとくとくプラン	被災者向け住宅新築購入・住宅修復資金。協同住宅ローンもしくは基金協会保証。利子補給農中0.5%・5年間および当組合による優遇金利	平成23年 9月1日	21	343
JA教育ローン	被災者向け授業料等教育資金。協同住宅ローン・ジャックス・基金協会保証。利子補給農中0.5%・5年間および当組合による優遇金利適	平成23年 5月2日	5	4

平成24年4月1日から農中利子補給

**【事例1】津波により農業用設備・資材等を流失した花卉栽培農家向け運転資金対応(農林漁業セーフティネット資金)**

組合員である花卉栽培農家が、津波の浸水により花卉及び生産資材に被害が発生したほか、ハウス内の農業用設備等が使用できなくなりました。これを受け、販売代金減額分などの運転資金と農業用施設の購入資金を無利子で

手当てできる「農林漁業セーフティネット資金」の斡旋を行いました。

< 農林漁業セーフティネット資金の対応内容 >

金額	9,000 千円
期間	13 年
金利	0%
担保	無担保
保証	無保証

**【事例 2】 震災により住宅が全壊した管内利用者向け住宅建設資金対応（JA 住宅ローン）**

震災により自宅を全壊した利用者の方から、住宅建設にかかる住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の上限を超える部分の借入れ相談があり「JA 住宅ローン」にて対応しました。

< JA 住宅ローンの対応内容 >

金額	11,300 千円
期間	35 年
金利	0.85% 10 年固定（農林中金 0.5%適用後）11 年以降固定か変動を選択
担保	宅地建物担保
保証	協同住宅ローン

**b 人材育成と活用**

被災地域において農業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成を図るため、研修受講や資格取得の取組みを行っております。

平成 24 年 4 月から 11 月末までに、FP の資格取得者が 1 名追加となりました。また、人材育成の一環として外部研修では県内 JA 系統グループの研修施設である JA 学園にて JA 宮城中央会によって開催される研修（地域農業マネジメント研修，JA 簿記研修，販売契約実務・法務研修，相続・贈与税研修等）や当組合が内部で定期的に行う内部研修（貯金・為替研修会，融資研修会，営農研修会，ライフアドバイザー研修会等）に職員が参加しております。

引き続き農業については、農業再開に向けた資金ニーズや復旧・復興にあわせた営農品目の多様化や集約化のニーズが見込まれることから、農業経営アドバイザーや JA バンク 農業金融プランナーの資格取得を奨励してまい

ります。また、住宅再建等にあわせ土地・建物取引や生活設計にかかる相談が増加するものと見込まれることから、FP、年金アドバイザー、宅地建物取引主任者についても資格取得を奨励してまいります。

< 推奨資格取得者数 ( ) 内は平成 24 年度取得者数 >

資格名	取得者数
農業金融プランナー	-
農業経営アドバイザー	-
FP	9名(1名)
年金アドバイザー	-
宅地建物取引主任者	4名

### c 地域の復興計画策定への参画

当組合長は、巨理町においては巨理町復興会議に委員として復興計画策定に参画し、山元町においては住民・関係団体委員として復興計画策定に参画しており、両町とも平成 23 年 12 月に復興計画が策定されています。両町の復興計画において、農地の復旧・再生にかかる事業は概ね平成 27・28 年度までに終了するものとされ、現在、各事業が取り組まれております。

具体的な事例としては、県による「農地基盤整備事業」において、巨理町・土地改良区・当組合によって圃場整備推進委員会が設立され、平成 27 年度までに 7 つの地区で農地面積合計 1,236ha の水田の圃場整備を行うことを決定し、平成 24 年 12 月の地権者への同意取り付けに向けて準備が進められております。

県の同事業による山元町の圃場整備については、巨理町より被害が大きいことなどから対応が遅れておりますが、北部 140ha、磯地区 52ha、東部 500ha の 3 地区合計 692ha が対象となっており、うち水田以外の多様な土地利用が行われる予定の東部を除く北部と磯地区にて集落説明会が行われているところです。

### d 被災地域の復興支援にかかる取組み

#### (a) いちご栽培復興への取組状況

当組合は、震災直後からいちご栽培復興を最優先課題として取り組んで参りました。

既往のいちご栽培地では、津波による浸水の影響で地下水の塩分濃度が高くなり灌水に不適切となったことから、新たないちご栽培地として巨理町・山元町の両町において、合計 42ha のいちご団地を造成することとなりました。

しかし、いちご団地は予算措置の遅れなどから計画していた作付 10ha の目途が立たず、平成 24 年度のいちご栽培地の作付面積は、既往栽培地の復旧 6ha により、震災前の栽培面積比 27.1% に相当する 26ha (前年比 6ha) となりました。

平成 25 年度は、9 月の作付までにいちご団地にて新たに 36ha を造成し、いちご栽培地の作付面積は、既往農地の復旧も含めて震災前の栽培面積比 65.6% に相当する 63ha となる予定です。

なお、いちご団地の圃場整備が完了し復興計画の最終年度となる平成 27 年度までに、震災前の栽培面積比 72.9% に相当する 70ha のいちご栽培地を確保・作付する見通しです。

また、平成 25 年 9 月のいちご作付までには、いちご団地にいちご選果場など集出荷施設が町の事業として整備される予定であり、今後のいちご生産拡大に合わせていちご一元集出荷を支援してまいります。

以上のような、いちご栽培地復興への取組みが進められるなか、当組合は、町、土地改良区と共に圃場整備推進委員会を組成し、土地所有者への説明・同意取付け、圃場整備、ハウス建設等のスケジュール策定や作業者の調整、技術指導等を行っております。

< 管内いちご栽培地復興見通し >

(単位: ha)

	平成 22 年度 (震災前)	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 見通し	平成 25 年度 見通し	平成 26 年度 見通し	平成 27 年度 以降見通し
既往栽培地 (被災なし)	96	5	5	5	5	5
既往栽培地 (復旧)	0	10	16	17	17	18
新栽培地 (いちご団地等)	0	5	5	41	47	47
栽培地合計	96	20	26	63	69	70
うち作付実施	96	20	26	63	69	70
計画: 既往栽培地 (復旧)	-	10	10	10	10	10
計画: 新栽培地 (いちご団地等)	-	5	15	55	55	55
計画: 栽培地合計 (作付実施)	-	20	30	50	70	70

平成 25 年度に栽培可能面積は 70ha となるが、作付に間に合うのは 50ha という計画。

## (b) 農業復旧の取組状況

当組合では、所管地域の農地面積のうち浸水被害にあった面積が78.3%と県内でも際立って高いことから、当地ブランドのいちごと当地主要農産品である水稲の耕作地早期復旧と営農再開に主眼を置き、取り組んでおります。

### 巨理郡農業振興公社の活用

休眠状態だった巨理郡農業振興公社については、当組合(30%)、巨理町(30%)、山元町(30%)、土地改良区(10%)が出資し、平成23年10月に再立上げいたしました。当組合から3名の職員を派遣し、水田営農再開者や被災地近隣の農業者等の土地利用調整により、被災農業者の営農再開に向けた取組みを支援しております。

### 農地復旧と被災農家への対応

巨理町及び山元町では被災農家等1,370名を構成員とする地域(農業)復興組合が、圃場の瓦礫撤去・除草・排水対策等について従事することで、水田等農地の早期復旧と農家所得確保の両立を図っており、当組合は復興組合の管理運営の支援を行っております。

また、除塩については、町等行政機関や当組合が参加する除塩工事定例会(除塩工事にかかるスケジュール等進捗管理、被災地ごとの適切な除塩対応などの検討)が週次で開催されており、当組合はこの定例会へ毎回参加し、町等関係機関との連携を図り、農地復旧の支援を行っております。

このような取組みを行った結果、平成24年度には、1,197haの瓦礫撤去等を経て震災前の水田面積比55.7%に相当する2,397haが復旧しました。これにより、震災前の約2,600戸のうち50%に相当する約1,300戸(前年比+約500戸)が水稲や転作大豆等の作付を行っております。

平成25年度はさらに816haを加え震災前の水田面積比74.7%に相当する3,213haまで復旧させ作付を行う見通しです。

なお、全国から集うボランティアの指導・スケジュール調整・現地への派遣等についても積極的に対応し、農地の早期復旧支援を図っております。平成24年4月から11月までに、延べ972名のボランティアを受け入れ、震災後からの延べ人数は4,795名に上ります。

以上のような、水田復旧への取組みが進められるなか、当組合は、町、土地改良区と共に圃場整備推進委員会を組成し、水田復旧計画に則って、圃場を確保するため土地所有者への説明・同意取付け、圃場整備等のスケジュール策定や作業者の調整等を行っております。

< 管内水田復旧計画 >

(単位：ha)

		平成22年度 (震災前)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度	平成26年度 以降
水田面積		4,300	1,200	2,397	3,213	3,613
(復旧内 状況)	うち被災なし	4,300	(*)1,200	1,200	1,200	1,200
	うち復旧	0	0	1,197	2,013	2,413
	小計	4,300	1,200	2,397	3,213	3,613
(作付・内 転作別)	うち水稲 作付面積	2,800	800	1,800	2,200	2,400
	うち大豆 転作等	1,500	400	597	1,013	1,213
	小計	4,300	(*)1,200	2,397	3,213	3,613

(\*) 排水設備復旧未了により作付を自粛した 400ha を含む。

農地の利用集積と集落実行組合の整備・再編

農地の利用集積については、組合員・利用者を対象に営農継続等意向調査や実行組合等から収集した情報をもとに、農地の集約化・利用の効率化を図るべく当組合が中心となって調整を行い、いちご栽培地復興計画及び水田復旧計画のなかで、大規模圃場の整備を推進しております。

いちご栽培は、亘理町・山元町の復興計画として、両町合計でいちご栽培地面積 42ha のいちご団地を確保し、亘理町(24ha)は平成24年8月、山元町(18ha)は平成24年9月から圃場整備を開始したところです。

いちご栽培地は管内の耕作面積が水田と比べて小さい(震災前の作付面積比較でいちごは水田の3%程度)こと、亘理町・山元町の事業として新たないちご栽培地を「いちご団地」として確保することが決定していることなどから、水田と比べて利用集積が進んでいます。

また、水田農業については、圃場の大区画化による低コスト水田農業経営を目指すべく、平成27年度を目途に、亘理町では荒浜・吉田・亘理で1,236ha、山元町では坂元・山下で692ha、合せて1,928haの水田の大区画化を進めております。現在の各町における進捗状況としては、亘理町では、集落説明会を経て個々の地権者との調整を11月に終了し12月以降地権者からの圃場整備に向けた同意取付けを行っていく予定であり、山元町では、集落説明が終了し、個々の地権者との調整をこれから実施していく予定です。

今後、広大な管内水田の農地利用集積を進めていくにあたって円滑に業務

を実施していくため、平成 24 年 10 月に農地利用集積業務の先進 J A から、1 名の人材派遣を受けて、今後本格化する町の復興計画と連動した農地利用集積の円滑な推進を図っております。

集落実行組合(\*)の整備・再編については、管内各地域の集落実行組合が、震災により離散したことなどから、当組合が中心となって組合員・利用者の営農継続意向等の意識調査を行い、地域農業復興の基礎となる集落実行組合の整備・再編を図るべく対応を行ってまいりました。しかし、当組合管外や管内でも従来居住していた集落とは異なる集落へ避難した組合員も多く、これらの組合員の意見等を集約するには相応の時間を要するため、管内の復興状況を見ながら集落実行組合の整備・再編を検討することとなりました。

こうしたことから、当組合では、復興状況に合わせて、新しい集落実行組合の構想を策定してまいります。

(\*)管内集落ごとに組成される農家による組織で、農協と農家をつなぐパイプ的存在です。農作業・農業用機械の共同化、農協への米集荷、減反などもこの組合の単位ごとに行われます。

#### (5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、被災者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図ってまいります。

##### a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

###### (a) 新規就農に対する支援

###### 新規就農前

就農前の就農希望者に対して、研修等を行うことで、円滑に就農できるようサポートを行っております。また、新規就農にかかる研修費用の援助を行っている「社団法人宮城県農業公社」の紹介や申請のための必要な手続き等について説明を行っております。

新規就農前の「社団法人宮城県農業公社」紹介については、平成 24 年 4 月から 11 月末まで実績はありません。管内の農家・農地が甚大な被害を受け、現在農地は復旧の過程にあり、営農再開を果たせず復興組合で従事しながら農地復旧を待つ農家がいる状況のなか、管内において全くの新規で就農される方はいませんでした。



### **新規就農後**

就農間もない農業者に対しては、営農に必要な資金ニーズに対応するため、町の補助事業の紹介や経営体育成強化資金等の各種制度資金の紹介を積極的に行います。また、特に認定農業者に対しては、支援のための相談会を開催（月 1 回開催）し、営農についての総合的な相談対応を行います。

新規就農後の段階においては平成 24 年 4 月から 11 月末までに営農についての総合的な相談会 6 回開催いたしましたが、生産基盤の復旧に時間がかかる見通しであることなどから、当組合への相談実績もなく震災後の新規就農者の実績はありませんでした。

### **(b) 六次産業化に対する支援**

農産物等の価値を高め、または新たな価値を生み出すことを目指していくうえで、農業者による事業の多角化、高度化、新たな事業の創出等を行っていく六次産業化の取組みは有意なものと考えられます。当組合は、営農部門を中心に新たに造成されるいちご生産拠点での選果場等の農業用共同利用施設の活用や A コープなどの販売拠点での販売等を通して、いちごジャム・いちごジェラート・その他りんごジュースの生産、加工、販売等の六次産業化支援を行っております。

りんごジュースのビン詰め加工については、従来加工を依頼していた企業が震災を受けて加工ができなくなったことから、当組合あて加工の要請があり、平成 24 年 10 月から加工用設備の工事が着工され、12 月にはビン詰めの本格稼働が始まる予定です。

### **b 経営に関する相談その他の組合員・利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策**

組合員・利用者への相談対応能力向上のため、営農部門の実務を取り仕切るセンター長と課長 20 名を対象に、四半期に一度開催するセンター長・課長会議のなかで経営に関する相談事例等の情報の共有化に取り組んでおります。

具体的な相談事例としては、津波によりいちごハウスを流失した農業者からのハウス再建にかかる相談に対し、補助事業や制度資金の紹介による有利な資金調達方法に加え、コストの引き下げや効率の良い栽培方法・品質向上のための設備の説明などを行うことにより、ハウス再建から営農活動が軌道に乗せられるよう経営から技術的な事項にわたった広範なアドバイスを実施した事例等について情報の共有を図っております。

### c 早期の事業再生に資する方策

これまで農業者に対しては、営農部門が中心となり、農業者の営農技術向上に向けた指導や記帳等経営管理の向上に向けたサポートを行い、農業経営にかかる諸課題を洗い出し、早期の経営再建に向けた取組みを指導してまいりました。

今後具体的な支援を行うにあたって、経営改善計画の策定等に加え、既往債務対策や新規融資の提供を行っていくことが必要になります。平成 24 年 5 月から実施している営農と金融の部門間打ち合わせによる連携強化を継続し、指導が必要な農業者の経営改善計画の達成等に向けて取組みをサポートしてまいります。

新たに造成されたいちご団地での栽培法については、従来の栽培法より効率的かつ収量の多い「高設ベンチによる水耕栽培」の導入を当組合が提案し、営農を再開する農業者等を対象とした技術指導（平成 24 年 4 月から 11 月までに 3 回実施し、合計 300 名程度が技術指導を受けました。）や既に高設ベンチ栽培を導入している農家への見学会を経て、「高設ベンチによる水耕栽培」の導入が進められております。

また、いちご団地の圃場整備遅延を受け、浸水した既往のいちご栽培地の復旧を促進するべく、全農に対していちごハウス等の支援要請を行い、園芸資材の事業費用のうち 2/3 の支援を受けることができるようになりました。これにより、いちご団地以外の吉田地区・山下地区等において、6 ha のいちご栽培地が確保され、平成 24 年 9 月には概ね定植が終わりました。今後これらのいちご栽培地では、灌水用の水を確保する必要もあり、震災に係る企業支援の活用なども検討していく予定です。

引き続き、農業者の経営再建に向けた取組みを実施してまいります。

### d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当組合では、当組合内では解決できない相談・課題等に適切に対応するため、税理士等外部専門家と連携した経営・相続・税務相談会の対応を継続して行っております。

平成 24 年 4 月から 11 月末までに、税務相談会は 2 回実施し、合計 200 人を超える参加者となっております。

当組合では、担い手対策・相続対応を含む事業の円滑な承継を図るため、信用部門と営農部門が連携した対応を取り組むこととしており、平成 24 年 5 月から 11 月までに、信用・営農の各部門の部課長クラスによる月次定期打ち合わせを 5 回開催しました。この打ち合わせにおいて事業承継に関する話は今まで出ていませんが、必要に応じて今後取り上げてまいります。

#### e 地域や組合員・利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組状況についても、ホームページや組合員向け広報誌(農協だより)等を通じて継続的に情報発信しております。

組合員向け広報誌では、当組合での決定事項・催事等についてお知らせしており、平成24年4月から11月までに、組合員向け広報誌を5回発行し、訪問の日に組合員に直接配布しました。そして、全組合員を一斉訪問する「訪問の日」等に職員が訪問した際に、職員の担当外の業務でも相談を受け付けていることや、ホームページからも相談を随時受け付けられるよう変更したこと等については、組合員向けに周知するべく、平成24年10月の広報誌に掲載いたしました。

ホームページでは、ディスクロージャー誌をはじめ、重要なお知らせなどを掲載し、組合員・利用者が必要な時にいつでも当組合の状況を把握できるよう対応しております。

また、平成24年8月から、組合員向けに農産物市況やJAから緊急連絡を行えるメールサービスを開始し、組合員向けサービスの向上に努めました。

今後も、組合員・利用者の信頼を高めるため、農業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取組みを継続してまいります。

### 3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

#### (1) 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っております。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については担当の理事を置くとともに、ガバナンス強化の観点から農業協同組合法第30条に規定する員外の常勤監事(1名)を設置しております。

平成24年4月から11月末までに定例理事会を8回開催し、当組合業務執行にかかる重要事項等の決定を行いました。また、平成24年4月から11月末までに監事会は8回、監事監査は2回開催され、理事の決定事項・業務執行状況・当組合保有財産について監査を実施し、監事による牽制機能が果たされているものと認識しております。

## (2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の本所及び6支所全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告すると共に被監査部門に通知され、監査結果の重要性に応じて被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を四半期ごとに理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

## (3) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

### a リスク管理体制

組合員・利用者に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

当組合は、今後も上記の管理体制に基づく適切なリスク管理に、引き続き取り組んでまいります。

### b 信用リスク管理

#### (a) 信用リスク管理態勢の現状

当組合は、1件50百万円超の案件を大口案件として、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。特に、震災の影響を受けた債務者については、十全

に状況を把握するよう努めており，引き続き資産自己査定に適切に反映するよう取り組んでまいります。

不良債権については管理・回収方針を毎年4月に見直しのうえ理事会（平成24年4月27日）の決定を受けており，この方針を実践し，資産の健全化に取り組んでいます。また，資産自己査定の結果，貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し，資産及び財務の健全化に努めております。

#### **（b）今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）**

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから，当組合は，営農・経済部門や信用部門などの関係部門が連携して，組合員・利用者等への訪問や面談等を適宜行うことを徹底し，債務者の状況把握を継続的に取り組み，早期の情報収集に取り組んでおります。

その状況を適切に踏まえたうえで，ALM委員会において当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに，本支所融資課等が中心となって，債務者の状況等に適した再建支援等に取り組み，不良債権の抑制等に対応しております。

また，四半期ごとに実施する自己査定結果をもとに債権管理委員会を開催して管理を行い，理事会では，信用リスクに関する報告を四半期ごと若しくは必要に応じ随時受け，改善策等を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

### **c 市場リスク管理**

#### **（a）市場リスク管理態勢の現状**

当組合では，「JAバンク基本方針」に基づき，経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし，余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については，金利リスク，価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより，収益化及び財務の安定化を図っております。このため，財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債管理）を基本に，資産・負債の金利感応度分析などを実施し，金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ，有価証券運用については，市場動向や経済見通しなどの投資環境分析情報を証券会社から収集のうえ，当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し，経営層で構成するALM委員会を四半期ごとに開催して，運用方針及びリスク管理方針を協議したのち，理事会において決定しております。運用については，毎年4月に理事会にて決定した運用

方針（保有は国債と農林債券限定）などに基づいた，余裕金の運用を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか都度チェックし，リスク量については年に一度モニタリング資料をもとにリスクの確認を行い経営層に報告しております。

#### **（b）今後の方針**

当組合は，今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに，市場動向の変化や当組合ポートフォリオ動向等に応じて管理態勢の改善を図るなど，市場リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

### **d 流動性リスク管理**

#### **（a）流動性リスク管理態勢の現状**

当組合では，前述のとおり，余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしており，全体として高い流動性を確保しております。そのうえで，運用調達について月次で農林中央金庫 仙台支店と協議を行ったうえで資金計画を作成し，安定的な流動性の確保に努めております。また，預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ，商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで，運用方針などの策定の際に検討を行っております。なお，現在の運用方針上，保有できる有価証券は，国債と農林債券のみに限定されております。

#### **（b）今後の方針**

当組合は，今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに，必要に応じて管理態勢の改善を図るなど，流動性リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

### **e オペレーショナル・リスク管理**

#### **（a）オペレーショナル・リスク管理態勢の現状**

当組合では，収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで，受動的に発生する事務，システム，法務などについて，事務手続にかかる各種規程を決め，その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに，事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して，リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち，事務リスクについては，業務の多様化や事務量の増加に対応して，正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに，自主検

査（月次）を実施し事務リスクの削減に努めております。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により改善状況の確認が行われると同時に状況に応じて必要な指示がなされ、再発防止策を実施しております。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

#### **（b）今後の方針**

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、オペレーショナル・リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

以 上